

(仮称) 札幌市公契約条例素案に対する意見書

2011年12月21日

〒064-0808

札幌市中央区南8条西16丁目2-20コーポ前川1F

北海道建設厚生協会内

NPO 法人 建設政策研究所北海道センター
理事長 川村雅則 (北海学園大学)

建設政策研究所は、「災害・環境破壊を起こさせない国土作り、快適な国民生活に必要な社会資本の建設、建設産業界の民主化、建設労働者の労働条件の改善と社会的地位の向上などの立場から、建設産業、公共事業、建設労働、建設行政、および関連領域などに関する調査・研究を行い、国民と労働者の生活向上に貢献することを目的として活動」している NPO 法人です¹。

北海道センターでは、季節労働者の雇用問題や中小建設業者の経営問題を切り口に、北海道における建設産業・公共事業をめぐる問題について、実態把握や政策提言につとめてきました。2010年度には、北海道からの委託で「季節労働者実態調査」(資料1)を実施しています²。

また、同センターの理事長でもある川村(労働経済専攻)は、非正規雇用・ワーキングプア問題の調査研究に従事してきました。とくに最近では、非正規公務員やアウトソーシング(民営化、民間委託・指定管理者)先でのワーキングプアなど、官がつくる貧困問題の調査研究に力をいれてきました。

上記の経験・調査研究で得られた知見・成果もふまえ、札幌市が提案された公契約条例に賛成の立場で、意見を述べます。

¹ 建設政策研究所 <http://homepage2.nifty.com/kenseiken/index.html>

² 北海道経済部雇用労政課「平成22年度季節労働者実態調査」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/tyousa/kisetu.htm>

I. 条例制定の背景及び必要性等

公共投資の削減が続いています。また、自治体の財政悪化も背景にして、最少（小）の経費で最大の効果を得ることを目的に掲げ、価格競争一辺倒の入札（価格入札）が過度に追求されてきました。それは結果として、労働者の貧困、技能者不足という事態を生み出しています。さらに業務委託部門を含め、公共サービスの質や利用者の安全面での問題も発生させています。

例えば、北海道からの受託調査によれば、年間の賃金総収入が 200 万円未満の季節労働者は全体の 6 割に達しています。背景には、公共事業の減少・民間の建設需要の低迷・過度な競争入札の追求・有効な賃金規制の欠如などがあります。

また、札幌市のごみ清掃事業に従事する労働者を対象に行ったアンケートでは、不十分な委託料が年々減額されるなかで、正規雇用労働者でも全体の 3 分の 1 は年収 300 万円未満で、非正規雇用にいたっては、6 割が 200 万円未満という水準にあります。しかもこれらは常用の雇用ですが、実際には、人材紹介で日雇いの働く非正規労働者もいます³（指定管理者については後述します）。

今回の公契約条例は、こうした、適正価格を軽視した発注・価格競争一辺倒の入札の反省に立ち、政策入札への転換を図ろうとするなかで提案されたものであって、労働者保護・公正労働基準の確立はもちろんのこと、事業者の健全経営・育成、公共サービスの質や安全の確保、さらには地域経済や自治体財政に与える影響等の面からも評価できるものであると考えます。

II. 条例案に盛り込む事柄の概要

・公契約のうち、労働者に一定額以上の作業報酬が支払われるべきものの範囲

札幌市の提案では、「予定価格 5 億円以上（プラント工事については 2 億円以

³ 拙稿・清掃論文 <http://www.econ.hokkai-s-u.ac.jp/~masanori/11.10labour>

上)の工事請負契約」「予定価格1,000万円以上の業務委託契約のうち、一定の業務に該当する契約」が対象とされています。

野田市や川崎市の経験をふまえて考えても、公契約条例の実効性を確保するうえで、金額を一定規模以上に限定するという市の見解は、ひとまずは賛同できるものではありません。

しかしながら、範囲を拡大するなどの措置を講じていかなければ、同じ仕事をしていながら条例の対象となる／ならないことで、賃金(下限額)に差が生じ、同一労働(同一価値労働)同一賃金の観点からすると、不都合が生じることが懸念されます。

条例制定後は、行政体制を整備しながら、条例の適用範囲を拡大していくことを強く求めます。

業務委託については、「一定の業務」だけに範囲が限定されています。しかしながら公契約条例の発想、つまり、生活していくだけの賃金を保障する、あるいはその仕事に見合った賃金を保障する、という発想はどの仕事についても適用されるべきものだと考えます。

公契約条例の考えがより多くの業種・職種に活かされることを求めます。

・労働者の範囲

雇用コストの回避のため、建設産業では、雇用労働者の一人親方化がめずらしくありません。今回の公契約条例の制定が、雇用労働者の一人親方化を促進し、事業者間の不公正競争をもたらすことのないよう、雇用労働者に加えて、一人親方が範囲に含まれるという点は評価できます。

ただし、諸経費等を自ら負担している一人親方の救済(作業報酬の下限額の設定)に際しては、より実効性のある施策が求められます。

・設定する作業報酬の下限額について

札幌市の案では、「工事請負契約については、農林水産省及び国土交通省において公共工事の積算に用いるために毎年決定している公共工事設計労務単価」

「業務委託契約については、国土交通省において建築保全業務を委託する際に積算に用いるために毎年度決定している建築保全業務労務単価」が基準とされるほか、「生活保護基準その他の事情を勘案し、学識経験者などからなる審議会の意見を聴いたうえで決定」となっています。

本来は、最低生計費や人間らしい生活を送る上でふさわしい賃金水準、あるいは当該の仕事・技能にふさわしい賃金水準が札幌市においても積算され、それが下限額として用いられるべきと考えます。

しかしながらその作業には時間と労力を要することが予測されるので、当面は、設計労務単価等の使用はやむを得ないと考えます。

ただし第一に、設計労務単価は10割保障でなければならないと考えます。現在、野田市では8割、川崎市では9割が下限額として用いられていますが、実勢賃金をベースにして設定される設計労務単価は、規制力の欠如という問題をはらんでいることもあって、年々下落の一途をたどっています。よって、設計労務単価の10割が保障されなければならないと考えます。

第二に、審議会による決定方式を評価します。その上で、行政自身による調査や関係団体からのヒアリング・意見聴取などを通じて、審議会の検討の場に労働者の賃金・労働実態が反映されるような条件整備を図るべきであると考えます。

・ 条例の実効性の確保

元請け事業者（受注者）の契約上の優位性を鑑みると、下請け業者が元請け業者から不利益を受けることのないよう留意すべきと考えます。また下請け業者に適正な価格での発注が行われているかなどもチェックすべきです⁴。

札幌市の体制が必ずしも十分ではないと思われること、また労働政策の検討過程における「政労使」という三者構成の原則を重視するという観点から、関

⁴ この点に関連して、建設政策研究所では、函館市の実践を取り上げ、「公共事業発注における地域経済振興や、雇用・労働福祉重視型の行政指導の体系」と評価しています（資料2）。同市では、下請け事業者に対する適正な支払いが行われているかどうかのチェックが図られています。

係する労働団体や使用者団体にも立ち入り調査の権限を与え、条例の実効性をより高めるべきと考えます。

・指定管理者

2011年に実施した、札幌市の指定管理者施設における雇用・労働実態調査によれば（資料3）、正規雇用労働者は全雇用量のうち3割に過ぎません。残りのフルタイム型非正規雇用の3割は年収が200万円未満で、さらに、パートタイム型非正規雇用は8割が100万円未満で働いています。

委託料の水準が十分ではないことのほか、一回の指定期間が限られており継続して指定を受けることができるかどうか確証が持てないことが、こうした有期・低賃金雇用の活用の背景にあります。

労働者の雇用・生活の安定という観点からはもちろんのこと、事業展開・公共サービスの享受という観点からも問題だと考えます。政府もコスト削減の一環として指定管理者制度が活用されていることに懸念を表明しています。

公契約条例による賃金規制はむしろのこと、現行の指定管理者制度のもとの雇用・労働実態を把握し、雇用や賃金・労働条件が継続保障ないし改善されるよう制度の検討を図るべきだと考えます。

・その他

第一に、公契約条例だけにとどまらず、建設産業・公共事業に関する総合的な施策を求めます。

公契約条例は、労働者保護のみならず、建設産業や中小企業の振興、担税力の強化を通じた自治体財政の改善などを図ることが期待されています。私たちもそのことに大いに期待するものですが、より実効性をあげるためには、公共事業の「中身」を変え、なおかつ、分離分割発注など地域の中小企業が直接に受注できるようすること、あるいは、価格に傾斜した入札方式をあらため、最低制限価格を引き上げるなど、総合的・体系的な施策が必要であると考えます。

とりわけ、公契約条例を実行する上で「適正な発注単価が元請業者から果た

して保障されるのか」という中小・下請け業者の懸念に象徴されるとおり、元請と下請の間の契約・発注単価を公正・適正なものにすることは重要な課題です。

2009年に実施した建設事業者調査でも（資料4, 5）、「ダンピング規制のため、賃金の最低価格の設定や労働協約の締結が不可欠である」、「赤字受注を防ぐため、公共事業の労務費単価以下で積算した下請発注を禁止すべき」など、賃金や発注価格に関する規制を求める声の下請け業者でより多くみられます。

適正価格での受発注が実現されるよう、強く求めます。

第二に、非正規公務員の救済を求めます。

公契約条例は、市と契約する民間事業者で働く労働者を（一定程度）救済するものでありますが、「官製ワーキングプア」のもう一つの柱である、直接雇用（任用）の非正規公務員を救済するものではありません。しかも彼らは、民間の非正規労働者と異なり、パートタイム労働法の適用除外であり、なおかつ、何年も継続して雇われていながら雇い止めという事態に遭遇した場合、それを撤回させることができないなど「法の谷間」にある存在です。

自らの足元の深刻なワーキングプア問題にもすみやかに着手すべきであることを最後に強調したいと思います。

資料

資料1 北海道経済部雇用労政課「平成22年度 季節労働者実態調査」

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/tyousa/kisetu.htm>

資料2 建設政策研究所・東京土建合同調査報告書『公共事業の適正な執行を求める行政指導／函館市・小樽市における実践』2004年

資料3 川村雅則「札幌市の指定管理者施設の雇用・労働実態調査の結果」（未発表データ）

資料4 川村雅則「北海道の建設産業の現状と課題（Ⅰ）」『北海学園大学経済論集』第57巻第1号、2009年

<http://www.econ.hokkai-s-u.ac.jp/~masanori/09.06const>

資料5 札幌市に本社を置く建設事業者の、下請け仕事での不満や公共事業に関する意向等について（資料4の再集計・追加データ）

資料5 札幌市に本社を置く建設事業者の、下請け仕事での不満や公共事業に関する意向等について

建設政策研究所北海道センターでは、道内の公共事業の指名登録業者を対象に2009年に調査を実施しました（資料4として提出。有効回答780事業者）。今回、以下の追加作業を行いました。

【集計一覧表】

札幌に本社を置く311事業者について、最も受注高の大きい工事種（民間・元請け、民間・下請け、公共・元請け、公共・下請け）別に集計を行ってみました。

「ダンピング規制のため、賃金の最低価格の設定や労働協約の締結が不可欠である」、「赤字受注を防ぐため、公共事業の労務費単価以下で積算した下請発注を禁止すべき」など、賃金や発注価格に関する規制を求める声の下請け事業者でより多くみられることがわかります。

【自由記述】

札幌に本社のある事業者のうち、「公共・下請け」仕事で最大である事業者の自由回答を幾つか抜き出してみました。

文章のアタマについている番号は以下のとおりです。

- ①経営の困難等
- ②資材の仕入れ単価等（但し、今回は省略）
- ③コスト削減策等
- ④低価格入札の弊害等
- ⑤その他の自由記述

単位：事業者、%

		民間工事の元請		民間工事の下請		公共工事の元請		公共工事の下請	
		64	100.0	89	100.0	57	100.0	45	100.0
事業経営上の主な悩みや問題点など	(ア) 元請受注の減少、困難	27	42.2	56	62.9	47	82.5	28	62.2
	(イ) 下請け工事受注の減少、困難	6	9.4	50	56.2	12	21.1	24	53.3
	(ウ) 仕事の先行きの不安	36	56.3	42	47.2	29	50.9	28	62.2
	(エ) 受注量の季節的波動や不安定性	23	35.9	43	48.3	17	29.8	23	51.1
	(オ) 低価格での受注競争の激化	48	75.0	75	84.3	52	91.2	39	86.7
	(カ) 受注調整の難しさ	11	17.2	18	20.2	13	22.8	12	26.7
	(キ) 品質や工期管理の厳しさ	12	18.8	8	9.0	7	12.3	8	17.8
	(ク) 得意先の減少	16	25.0	23	25.8	13	22.8	10	22.2
	(ケ) 大手建設事業者の市場進出	14	21.9	7	7.9	10	17.5	3	6.7
	(コ) 後継者難	9	14.1	11	12.4	9	15.8	6	13.3
	(サ) 資金繰りの困難	13	20.3	22	24.7	8	14.0	19	42.2
	(シ) 金融機関の貸し渋り	8	12.5	12	13.5	4	7.0	4	8.9
	(ス) コストダウンの困難	23	35.9	27	30.3	20	35.1	17	37.8
	(セ) 資材仕入れ価格の上昇	29	45.3	35	39.3	18	31.6	21	46.7
	(ソ) 価格の設定について発注者側の力が強まった	20	31.3	35	39.3	13	22.8	9	20.0
	(タ) 見積もり合わせや入札制など競争が強まった	30	46.9	36	40.4	35	61.4	23	51.1
	(チ) その他			1	1.1				
		64	100.0	89	100.0	57	100.0	45	100.0
過去（5年間）に採用したコスト削減策（複数回答可）	(ア) 通年雇用から季節雇用への転換	2	3.1	5	5.6	7	12.3	5	11.1
	(イ) 従業員数の削減	26	40.6	42	47.2	29	50.9	25	55.6
	(ウ) 賃金水準の切り下げや手当でのカット	24	37.5	36	40.4	36	63.2	26	57.8
	(エ) 建設機械の使用年数の延長	16	25.0	27	30.3	23	40.4	18	40.0
	(オ) 一般管理費の削減	35	54.7	59	66.3	46	80.7	35	77.8
	(カ) 下請の利用を増やした	15	23.4	24	27.0	9	15.8	7	15.6
	(キ) 下請価格を切り下げた	19	29.7	23	25.8	10	17.5	8	17.8
	(ク) 資材を安価なものに切り替えた	12	18.8	24	27.0	14	24.6	13	28.9
	(ケ) 仕入れ経路を短縮した	14	21.9	11	12.4	6	10.5	5	11.1
	(コ) 共同仕入れを増やした・始めた	3	4.7	4	4.5	1	1.8		
(サ) その他	2	3.1	3	3.4	1	1.8			
		62	100.0	88	100.0	57	100.0	45	100.0
昨年における公共工事の下請け	ある	25	40.3	52	59.1	42	73.7	44	97.8
	ない	37	59.7	36	40.9	15	26.3	1	2.2

単位：事業者，%

		民間工事の元 請	民間工事の下 請	公共工事の元 請	公共工事の下 請
		25 100.0	52 100.0	42 100.0	44 100.0
下請仕事で非常に不満を感じていること（下請経験業者のみ。複数回答可）	（ア）受注件数	5 20.0	11 21.2	3 7.1	12 27.3
	（イ）受注総額	9 36.0	26 50.0	15 35.7	22 50.0
	（ウ）労務費単価水準	8 32.0	25 48.1	20 47.6	27 61.4
	（エ）下請工事費の決定方法	9 36.0	21 40.4	10 23.8	24 54.5
	（オ）協会会費の強制徴収	2 8.0	3 5.8	5 11.9	4 9.1
	（カ）一括丸投業者の横行	7 28.0	9 17.3	7 16.7	15 34.1
		64 100.0	89 100.0	57 100.0	45 100.0
地元公共事業でみられる傾向（複数回答可）	（ア）事業内容が住民の意向・要求を踏まえずに決定されている	18 28.1	20 22.5	11 19.3	10 22.2
	（イ）天の声で指名や落札業者が決まる傾向にある	11 17.2	8 9.0	4 7.0	3 6.7
	（ウ）天下りを受け入れている企業が有利に受注している	25 39.1	23 25.8	19 33.3	18 40.0
	（エ）受注調整は依然として行われている	11 17.2	18 20.2	4 7.0	9 20.0
	（オ）大手の事業者が中小の工事を受注する傾向にある	22 34.4	40 44.9	27 47.4	23 51.1
	（カ）仕方なく談合する入札業者が増加している	6 9.4	3 3.4	1 1.8	2 4.4
（キ）談合破りなど低価格競争が目立つ	16 25.0	23 25.8	19 33.3	18 40.0	

単位：事業者，%

	民間工事の元請		民間工事の下請		公共工事の元請		公共工事の下請		
	62	100.0	85	100.0	57	100.0	45	100.0	
公共事業のあり方・意向について（複数回答可）	(ア) 最低制限価格制は維持すべきである	35	56.5	59	69.4	39	68.4	33	73.3
	(イ) ダンピング規制を強化すべきである	23	37.1	43	50.6	32	56.1	29	64.4
	(ウ) ダンピング規制のため、賃金の最低価格の設定や労働協約の締結が不可欠である	10	16.1	21	24.7	11	19.3	14	31.1
	(エ) 談合と癒着問題は切り離せないのでやめるべきである	20	32.3	25	29.4	8	14.0	14	31.1
	(オ) 中小事業者による癒着なき談合もやめるべきである	14	22.6	17	20.0	6	10.5	8	17.8
	(カ) 中小事業者による受注調整は経営維持に必要であって一概に否定できない	24	38.7	44	51.8	31	54.4	24	53.3
	(キ) 公共事業の入札・発注はガラス張りにすべきである	28	45.2	33	38.8	14	24.6	16	35.6
	(ク) 現行の入札・契約方式（一般競争、総合評価）は、中小業者には役立っていない	32	51.6	49	57.6	29	50.9	20	44.4
	(ケ) 地元の雇用創出や地域経済効果など多様な入札方式を採用すべきである	25	40.3	40	47.1	34	59.6	22	48.9
	(コ) 赤字受注を防ぐため、公共事業の労務費単価以下で積算した下請発注を禁止すべき	18	29.0	39	45.9	22	38.6	25	55.6
	(サ) 現場労働者の退職金共済積立、職業訓練費などを含めた受注価格の決定をすべき	16	25.8	25	29.4	23	40.4	15	33.3
	(シ) 労災隠しなど元請けの責任回避を強く規制し、下請けや労働者の保護を徹底すべき	9	14.5	19	22.4	9	15.8	14	31.1
	(ス) 発注者は、有給休暇、退職金など労務関係経費を別枠支給し末端まで保障すべき	16	25.8	21	24.7	19	33.3	17	37.8
	(セ) 最近の公共事業は中小事業者の振興や雇用の拡大には役立っていない	25	40.3	43	50.6	29	50.9	19	42.2
	(ソ) 北海道新幹線の札幌延伸は北海道経済によい影響を与えると期待している	22	35.5	33	38.8	19	33.3	16	35.6
	(タ) 北海道新幹線の札幌延伸にお金を使うより中小の建設業者に対する仕事を増やすべき	21	33.9	37	43.5	24	42.1	18	40.0
	(チ) 北海道はまだ高規格道路の整備が遅れているので、整備を進めるべき	7	11.3	22	25.9	17	29.8	14	31.1
	(ツ) 北海道は高規格道路の整備はおおむね達成されたので、地方に必要なインフラ整備に予算をむけるべき	24	38.7	21	24.7	12	21.1	13	28.9
	(テ) これからの社会構造の変化を考えると、従来型の大型開発事業から、地域で必要な生活・教育・福祉に関連した事業にシフトすべき	29	46.8	40	47.1	22	38.6	15	33.3
(ト) 分離・分割発注を増加させ、中小零細規模の工事を大幅に拡大すべき	28	45.2	58	68.2	32	56.1	32	71.1	
(ナ) 随意契約の対象となる住民に身近な小規模工事を意識的に拡大すべき	18	29.0	19	22.4	17	29.8	15	33.3	
(ニ) 公共事業の総額削減はやむを得ないが、業種転換等の支援を行うべき	11	17.7	14	16.5	6	10.5	16	35.6	

【008】①工事量の減少、作業員の高齢化。④最低価格で落札して下請けに安い単価で施工させる。よって下請けは苦しい状態になる。

【111】④低価格入札が横行し、採算より受注をとる業者が多い。

【137】①公共工事の減少分を補うだけの民間工事に移行する事が困難な状況にある。③人件費を中心に販管費も削減を進めてきたが、その削減も限界に来ている。⑤何らかの研究機関を通じて落札価格の適正化を強く望む。低価格入札が横行することで利益確保が非常に難しくなっている。

【204】①仕事受注額は減少しているが、それよりも利益が悪いので困る。会社経費その他が出なく赤字になる。

【218】④予定価格事前公表しているため、底の価格帯で競争している。早急に事前公表をやめることで本当の技術競争になるとともにある程度の整理（淘汰）がなされると思います。

【249】①一般競争が札幌ではじまり業者間のダンピングが激しくなり、最低価格で受注し、利益率が下がった。また工事書類も金額にかかわらず複雑となり、時間と手間が非常にかかる。③賃金や手当をあまりカットすると良い人材が集まらず。初心者のようなものが増え、現場の技術力や安全管

理などに弊害が出る。また低価格の施工では利益が出ず、施工するものはきちんとやらなければならないので、苦勞して利益なしです。⑤建設業は、何も無いところに道路や生活に必要なライフラインをつくり、またそこに住む人達に住宅や公共施設を建て、まちづくりにどれだけの努力と汗を流したことでしょう。中には、これらの工事によって命を落としたものもたくさんいます。それがあつ程度、整つたからとつて見捨てられてよいものなつのでしょうか。それらのことを市民に理解していただき、業者、市民一体となつたまちづくりをしていけば、まだまだ皆様が幸せに暮らせる町ができると思います。

【259】①公共工事の低落受注により元請、下請での利益確保が難しくなつてきた。③賃金を下げたことにより労働意欲が低下してきた。④最低制限価格が予定価格の85%以下では受注しても利益が出ない。元請でも利益が出なくなつてきているため下請には厳しい金額になる傾向になつている。⑤最低制限価格を85%以上に引き上げる。公共事業の発注を季節に関係なく平準化する。これにより雇用の確保・受注が安定し、計画経営ができる。

【293】①仕事の少なさ。利益幅の減

少（元請及び役所工事の単価の減）。

④低価格入札で元請、下請の利益が出ない現状では、税金も払えない企業がも多く、役所も悪循環ではないか。

【424】①建設業の先が見えない。③賃金の切り下げは労働力の質の低下になる可能性がある。資材を安価なものにかえれば品質の低下になる。⑤ペーパー会社が公共工事を受注するのはおかしい。技術職員を抱え、直営作業員を抱えて雇用の安定に真剣に取り組んでいる会社に優遇的に発注すべきだ。

【430】①施工管理技術者の不足。育てても継続雇用が難しい。高い給料（管理者と従業員の感覚の相違がある）を支払えない。④適正価格（実行価格）でないため、不法業者、未登録業者を低価格で使用したり、現場技術者と3ヶ月前に雇用契約をし、終了後に契約解除するなど、現場労働者を雇わずに施工するようになっている。⑤今回の下水道施設の談合はプラント設備、ソフト管理面ではやむを得ないことで、それを防ぐにはソフト面の発注は随意契約でその管理業者に発注し、分離発注可能な、盤、工事の施工は別発注で行えば良い。メーカーと業者の調整は難しい面もあるけれども、施工管理能力さえあれば可能だと思

う。

【485】①全体的な工事物件の減少と低価格での落札が多いため、受注しても利益確保が困難な状況。発注側の予定価格決定時において積算もれが多い。予定価格が適切か疑問である。

【568】①総受注量の減少。下請受注工事の利益の減少（元請ゼネコンが低価格で受注し、ゼネコンの経費を差し引くと、下請金額が低下し、工事を受注してもマイナス利益になる工事が多いため）。③一般管理費の削減を図っているが（管理部門の人員を減らす、賃金を下げるなど）受注高が低下しているため、さほど下がらない。④落札価格は発注者の最低価格設定値に最も近い価格でなければ受注できないのが現状となっている（最低価格を切ると失格）。発注者は設計価格を公表し、最低価格は公表しているが、業者が見積もりを行う際、施行できる価格を提示し、入札に参加することができるよう、設計価格は公示せず、最低価格を設定（公示しない）方式が、より専門業者の適正入札価格に近い入札制度となると思います。

【571】②200。鉄筋加工材、H鋼加工材等。③固定費は限界、商品（加工品）に付加価値をつけるように努力しております。④役所の積算通りに見積

もれば価格は同じになります。低価格入札で、機械等の損料を切ったり、下請を切る（工事代金）、品質が落ちるなど弊害が出ています。

【653】③古い機械をつかうたびに常に精神的に負担を強いられる。修繕費がかさむ。④低価格で受注した業者が発注する場合に、協力会社にそれ以上の低価格を持ってくる。

【663】①全体的に元請をはじめとする低価格受注と、下請自体の生き残りのための競争による単価の低落傾向がプラスされ、工事の技術力による改善等では補いきれない程度となり、目標利益の確保が非常に困難な状況となっている。③削減等は給与・賞与の削減及びカット＋一般管理費の削減、新規設備投資の中止（機械、車両等）。弊害等は、社員の日常努力が報われない現状となっている。機械修理費等の増加（悪循環のスパイラル）。④下請けの立場として、元請自体が一定利益確保のためにどうしても下請けへの工事費の圧縮がさけられない状況となっており、利益率のダウンが必至となっている。⑤公共事業費の総額削減はやむを得ないが、住民の安全、福祉及び環境改善に関する工事は地方自治体含め、スピードアップして発注・実施する必要がある。建設投資が最盛

期の60%になっているにもかかわらず、建設業者の数がいまだ85%程度あることの現状を考えると、しっかりとした技術力を有する会社が生き残れるような施策を主として講ずるべきである。

【678】④低入は下請けいじめに直結！